

五島市営交通船（奈留島～前島航路）運航事業における定期傭船請負事業者の公募等に関する公募型プロポーザルの実施について（公告）

五島市営交通船（奈留島～前島航路）運航事業における定期傭船請負事業者並びに運航管理業務及び運賃徴収業務の委託に係る受託候補者を選定するに当たり、公募型プロポーザル方式により提案者を募集することとしたので、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 1 6 日

五島市長 出 口 太

1 業務等の概要

(1) 業務等の名称

五島市営交通船（奈留島～前島航路）運航事業における定期傭船請負事業並びに運航管理業務及び運賃徴収業務

(2) 業務等の内容

五島市営交通船（奈留島～前島航路）運航事業における定期傭船請負事業者の公募等に関する公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

(3) 履行期間

令和 7 年 1 0 月 1 日（水）から令和 1 0 年 9 月 3 0 日（土）まで

(4) 履行場所

奈留島港、笠松及び前島

(5) 予算額

1 便当たり 1 9 , 3 0 4 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 五島市競争入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）

イ 次に掲げる書類を別に定める期限までに提出し、市長からプロポーザルの参加資格を有することの確認を受けた者

(ア) 申込日前 3 月以内に発行された履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人の場合に限る。）

(イ) 申込日前 3 月以内に発行された身元（分）証明書（個人の場合に限る。）

(ウ) 申込日前 3 月以内に発行された次に掲げる税の滞納のない証明書等

a 五島市市民生活部税務課において発行する市税の滞納のない証明（五島市内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。）

b 五島市市民生活部税務課において発行する法人市民税の納税証明（五島市内に支店又は営業所を有する法人に限る。）

c 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（法人の場合に限る。）

d 税務署において発行する消費税及び地方消費税について未納のない証明（個人の場合に限る。）

(2) 有資格者にあつては五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 16 年五島市訓令第 57 号。以下「措置要領」という。）の規定による指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていない者、有資格者でない者にあつては措置要領別表各号に掲げる要件に該当しない者

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第 2 項の規定による申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更

生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第２項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者（同法第４１条第１項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）のいずれにも該当しない者

(5) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者

(6) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成２４年五島市告示第１５６号）第３条に規定する排除措置を受けていない者

3 実施要領の取得の方法並びに交付の期間及び場所

実施要領は、五島市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、事前に担当課に連絡があった場合に限り、次に掲げる交付期間及び交付場所において、書面により交付する。

(1) 実施要領の交付期間

公告日から令和７年７月２８日（月）まで（五島市の休日を定める条例（平成１６年五島市条例第２号）第１条第１項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで

(2) 実施要領の交付場所

五島市奈留町浦１８１５番地３

五島市役所奈留支所地域振興班（電話：０９５９－６４－３１５３）

4 参加表明書の提出の期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和７年７月２８日（月）午後５時１５分（郵送により提出する場合は、提出期限内に担当課に到達しているものに限り受け付ける。）

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加表明書（要領様式第１号）を作成し、持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第４条第２項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第１項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により担当課に提出しなければならない。電子メール及びＦＡＸによる提出は受け付けない。

5 提案書等の提出要請等

参加資格を有することを確認することができた者については、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（要領様式第2号。以下「通知書」という。）によりその旨を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書及び必要書類（以下「提案書等」という。）の提出を要請する。なお、参加資格を有することを確認することができなかった者については、その旨及びその理由を通知書により通知する。

通知予定日 令和7年8月4日（月）

6 実施要領に対する質問に関する事項

(1) 実施要領に対する質問

実施要領に対する質問がある場合は、質問書（五島市ホームページからダウンロードして取得したものに限る。）に質問事項を記載の上、電子メール又はFAXにより質問書送信先に送信すること。併せて、質問書を送信した旨を電話により担当課へ連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続に関するものを除き、電話、口頭等による照会には応じないので留意すること。

(2) 実施要領に対する質問の提出期限

令和7年8月4日（月）午後5時15分必着

(3) 質問書送信先

五島市奈留支所地域振興班

E-mail: naru@city.goto.lg.jp FAX: 0959-64-4181

(4) 質問に対する回答

第1号の規定により提出された質問については、令和7年8月15日（金）午後5時15分までに、質問者に対して電子メール又はFAXで回答するとともに、同日以後五島市ホームページに掲載し、閲覧に供する。この場合において、質問者名は公表しない。ただし、質問の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関係する場合は、五島市ホームページには掲載しない。また、質問の内容によっては、回答をしない場合がある。

7 提案書等の提出の期限、場所及び方法

(1) 提案書等の提出期限

令和7年8月22日（金）午後5時15分必着（提出期限内に下記提出場所

の課に到達していること。)

(2) 提案書等の提出場所及び提出方法

提案書等の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書等を作成し、担当課に持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出しなければならない。

8 プレゼンテーション又はヒアリングの実施

(1) プレゼンテーション又はヒアリングの有無 有

提案書の提出者が3者を超える場合は、プロポーザル選定委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、2者に絞り込んだ上でプレゼンテーション又はヒアリングを実施するものとする。ただし、市長が3者を超える提案者を対象にプレゼンテーション又はヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2) プレゼンテーション又はヒアリング予定日：令和7年8月29日（金）

日時、留意事項等の詳細については、別途、プレゼンテーション予定表又はヒアリング予定表にて通知する。

9 受託候補者の選定

(1) プロポーザル選定委員会は、提出された提案書及びプレゼンテーション又はヒアリングを次の表に定める基準に基づき評価し、評価の結果を基に、受託候補者を選定する。

評価項目			評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績		関連・類似業務等の実績を有する。	5
	実施体制		船員等の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応することができる。	5
担当者評価	主任担当者等	専門性	業務等に対する資格又は実務経験が豊富である。	5
		同種業務の実績	関連・類似業務等の実績を有する。	5

実施方針等	業務理解度		業務等の目的、条件、内容に理解がある。	8
	実施手順		業務等の実施手順が妥当である。	8
	その他		地域の実情を把握した上で業務等の円滑な実施に関する提案がある。	4
提案内容評価	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する評価テーマ間の整合性がある。	10
	評価テーマ	的確性	環境保全、安全、地域特性などの与条件との整合性が高い。	10
		実現性	実現可能な事業内容となっている。	10
		独創性	専門技術・知見に基づく独創性の高い提案となっている	10
参考見積	業務コストの妥当性		事業規模に見合った見積額である	20
合計				100

(2) 選定又は非選定の通知

選定又は非選定の結果は、提案書等を提出した全ての者に対し、令和7年9月5日（金）（予定）に通知する。

(3) 本市は、選定された受託候補者と五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）に基づき業務委託契約を締結する。なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、契約締結に当たっては、提案時に参考見積りを徴取している場合であっても、改めて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとする。
- (2) 提出期限までに参加表明書が担当課に到達しなかった者及び参加資格を有

することを確認することができなかった者については、提案書等を提出することができないものとする。

- (3) 参加表明書及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書等は、提案者に無断で参加資格の確認及び受託候補者の選定の事務以外に使用しない。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 次のア又はイに該当する場合は、以後の参加資格を喪失し、参加表明書及び提案書が無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 参加資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託候補者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託候補者は、受託業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、業務委託契約終了後においても、受託業務に関し知り得た情報を一切漏洩してはならない。

1 2 担当課

〒 8 5 3 - 2 2 9 2

五島市奈留町浦 1 8 1 5 番地 3

五島市奈留支所地域振興班 担当：林 真晴

電 話 0 9 5 9 - 6 4 - 3 1 5 3

F A X 0 9 5 9 - 6 4 - 4 1 8 1

E-mail naru@city.goto.lg.jp